

し、彼らの諸国家機関を弱め、廃止するよう要求しなければならない。ケベックのニーズに応え、その発展を実現するには、現在連邦政府に所属する数多くの権限をすべての州に移行する必要があり、英語系カナダ人にとってはほとんど中央政府の消滅に等しく映るだろう。

多数派からすれば、連邦政府の均衡を保つには、ケベックは十州（あるいは十の領土）のうちのひとつでなければならず、ケベックを国家として正式かつ具体的に認めることはできない。ケベックが現在の連邦制の枠内では国家になれない——ということこそ、カナダとケベック間の政治問題の根幹である。

アーニュー・ディール  
新しい関係

保つには、ケベックは十州（あるいは十の領土）のうちのひとつでなければならず、ケベックを国家として正式かつ具体的に認めることはできない。ケベックが現在の連邦制の枠内では国家になれない——ということこそ、カナダとケベック間の政治問題の根幹である。

に関する管理を、彼らの影響力がそれほど及ばない中央政府にまかせることになる。このような関係に満足している国家は、世界にはほとんどない。

ケベック対カナダの政治問題を解決するには、別な方法を探らなければならぬ。ケベック政府が今度提案する方法が、それがである。

連邦体制とケベック・カナダ間の新しい関係という、ケベック人に開かれている二つの途のうち、ケベック政府が選んだのはケベックの継続性を表現する後者、

すなわち主権・連合である。ケベック政

府は、ケベック人がカナダの経済的枠組を壊すことなく自治を獲得するため、ケベックとカナダの主権国家同士が同等の立場で連合するよう提案する。

われわれ二つの社会の状況と、カナダもしかれわれが、現在の連邦制度を守り、それを再生したいのであれば、われわれは中央政府にすべてをあずけることになろう。そうなれば、ケベック人はいつまでたっても少数派となる。そして、

ケベック政府は両者が関税同盟や共同市場だけでなく、通貨同盟などの形で提携するよう、提案する。こうすれば、カナダは経済的統合体としてそのまま残り、ケ

ベックは国家として発展するために必要なすべての権限を行使できる。連邦体制から連合体になつても、実質的に経済交流は維持されるが、ケベックとカナダの間の政治的・法的関係は性格が変わることなる。

## 主 権

主権はケベックにのみ在する。ケベック

ク人は唯一の政府を有し、ケベック政府に對してのみ税金を納めることになる。

ケベックとカナダは、連合を通じて、これまでと同じく共通の関税と通貨を有するが、国際的には別個の存在である。ケベックとカナダの関係は、現在、憲法で定められ、連邦政府のみが国際的人格をもつてゐるが、提案によれば、両方とも

国際的人格を備え、両者の関係は、一個の憲法ではなく、連合条約によって定められることになる。

主権を通じて、ケベックは一八六七年

の英領北アメリカ条約によつて連邦政府に付与された権限および連邦政府がその後、手に入れた権限行使できる。主権とは、すべての税金を徴収し、すべての法律を制定し、国際舞台に出席する権限である。主権は、また、自由に他の国と何らかの国家的権限を共有する可能性を含む。

## 市民権

ケベックが主権を得た時点でケベックに居住している人、もしくはケベックで生まれた人は、自動的にケベックの市民権を有する。移民は居住条件を満たしたあと、市民権を得ることができる。

ケベックは独自の旅券（パスポート）を発行する。ただし、カナダと共通のパスポートを用いる協定の可能性を否定するものではない。

## 少数民族

ケベック在住の英語系少数民族は現在法によつて彼らに付与されている権利を引き続き享受する。他のグループにも、それぞれの文化を发展させる手段が与えられる。

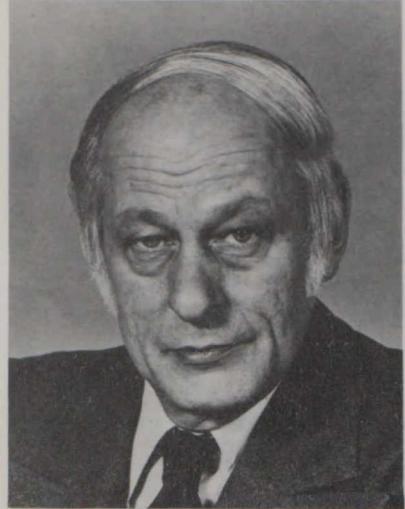
## 裁判所

ケベックにおける法の施行は、当然、ケベックの裁判所のみが行なう。すべての裁判官は、ケベックの法律にしたがつて任命される。ケベックとカナダ間の連合条約によつて成立する合同裁判所は、この条約を解釈し、また同条約に由来す

つて、主権を得たケベックは、国際法に基き、領土を保全できることになる。

さらに、ケベックにとつては、その地理的位置から考えて当然ケベックに所属すべき利益を回復することが望ましい。

つまり、セント・ローレンス湾、ラブランドル、北極地帯の領有権問題に関するあいまいさに終止符を打つことである。



ピエール・トルドー  
首相